

パリ協定 6 条について

2025年1月15日

今をつなぐ、未来をひらく。地球室

パリ協定 6 条概要

- パリ協定では、すべての国が温室効果ガスの排出削減目標（NDC*）等を定めることが規定されている。
- 世界の温室効果ガスの排出削減を効率的に進めるため、パリ協定 6 条にて、**排出を減らした量を国際的に移転し、目標達成に活用すること**が規定されている。

6条2項 (6条の実施ガイダンス)

- ◆ **他国で実現した排出削減量を自国の削減目標等に活用する際（アカウンティング）のルール**
- ◆ 枠組みとして、JCMを含む2国間の取組、及び国連が管理をする6条4項メカニズム、民間主体のクレジット制度等が対象
- ◆ 参加要件、報告、記録、審査、相当調整の方法等

6条4項 (国連管理型メカニズム)

- ◆ **パリ協定下での新たな国連メカニズム**
- ◆ 排出削減プロジェクトを国連に申請。国連の監督機関が審査を行い排出削減量を特定。削減量の国際取引を管理。

6条8項 (その他の国際協力)

- ◆ 削減量の国際的な移転を伴わない活動を促進（**非市場アプローチ**）
- ◆ クリーンエネルギーの開発、適応、地域の強靱化など

*NDC（Nationally Determined Contribution）国が決定する貢献

パリ協定第6条に基づく国際協力の概要

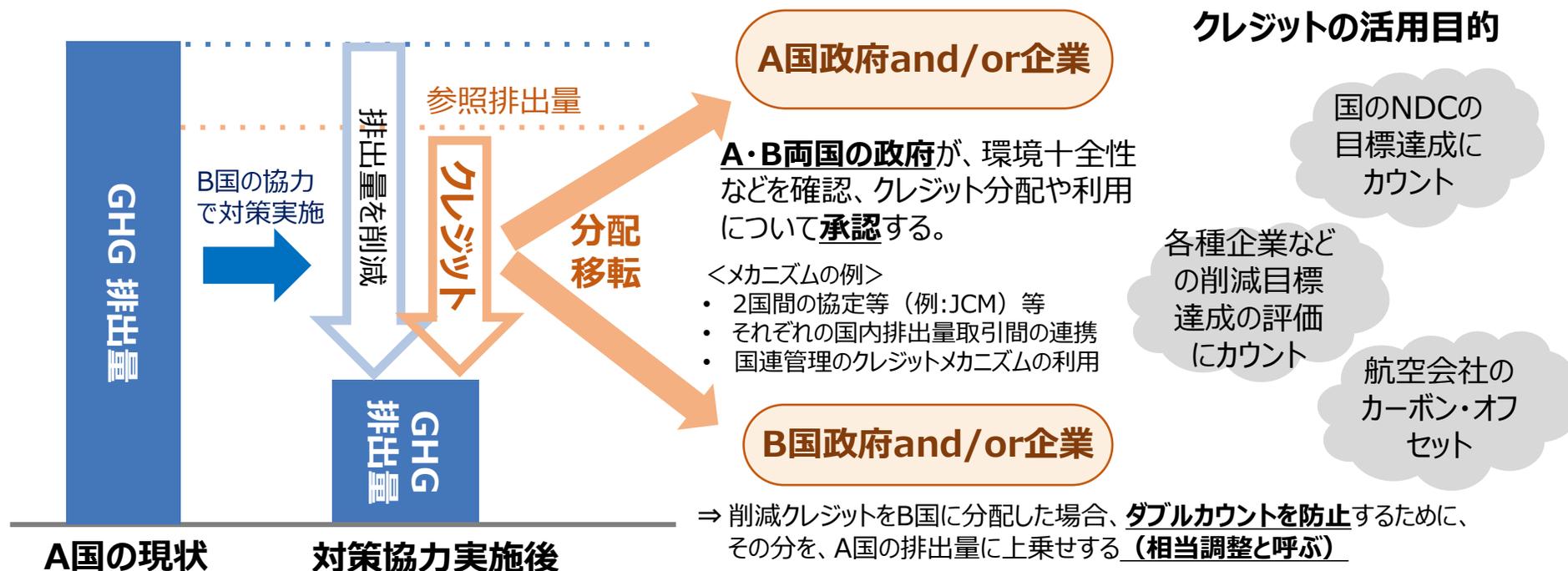
- 第6条は、締約国が協力して対策を実施し、得られた追加的な排出削減等のクレジットを、協力した国や企業等で分配・移転できる仕組み。クレジットは、締約国の温室効果ガス排出削減目標（NDC）の達成やその他の緩和目的(OIMP)にカウントできる。
- 対策協力の実施に当たり、締約国政府が、環境十全性や透明性、ダブルカウントの回避などを確保したうえで、クレジットの分配や利用を承認することを義務付けている。

パリ協定第6条に沿った対策協力の構造

(例：A国(ホスト国)において、B国政府and/or企業が協力して対策を実施した場合のイメージ)

※クレジットを各国が管理する方式（6条2項）と国連が管理する方式（6条4項）があるが、ここに示す基本構造は同様である。

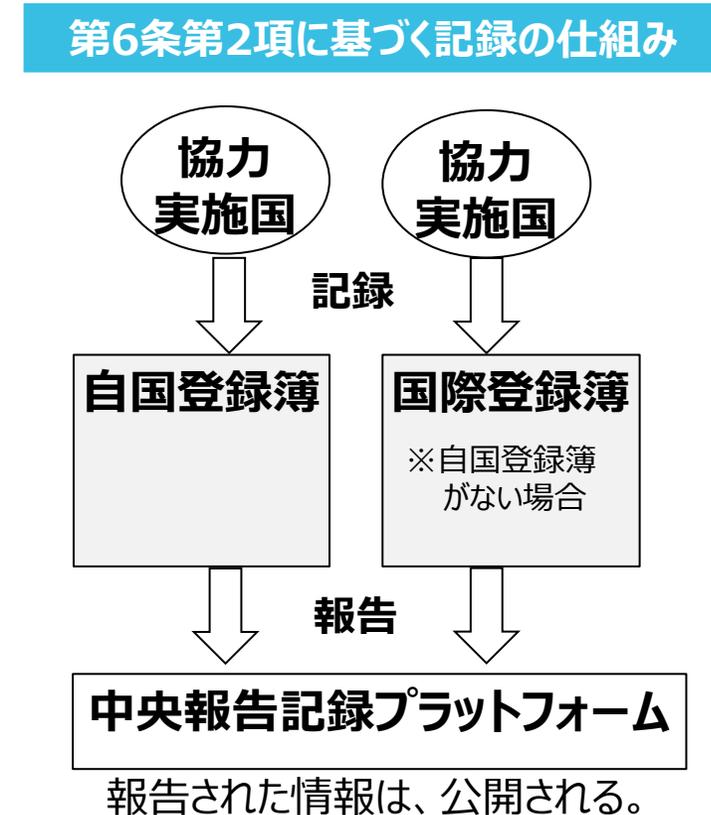
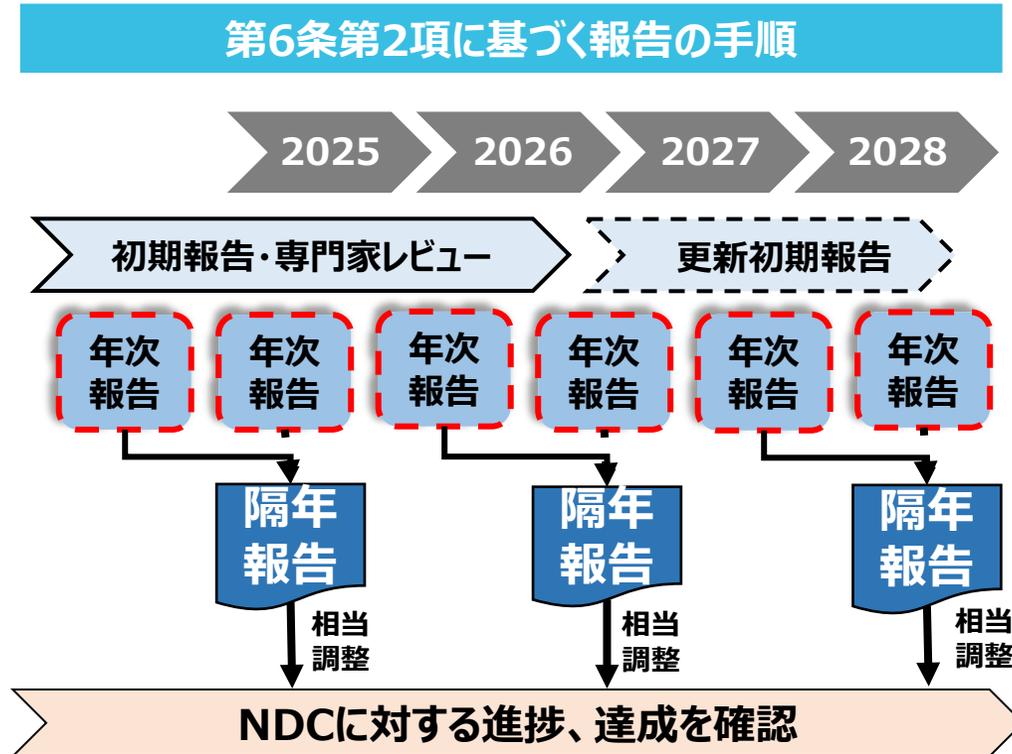
また、このほかに、クレジットの分配移転を伴わない非市場アプローチ（6条8項）も定められている。



※上記は国同士の協力(マルチラテラルアプローチ)の例だが、A国(ホスト国)とC社(企業)による協力(ユニラテラルアプローチ)など、協力的アプローチの形態は多様である。

パリ協定第6条第2項に基づく協力的アプローチの報告手順と記録システム

- 協力的アプローチを実施する国は、協力的アプローチの内容、環境十全性が確保できていること、ITMOsの移転やNDCへの活用状況等について、国連に報告する（初期報告・年次報告等）
- 提出された情報は、技術専門家レビューが実施されるとともに、一般公開される。
- 各国は、ITMOsの承認について記録・トラッキングするための登録簿を整備する（未整備の国は、国連条約事務局が整備する国際登録簿を用いて記録・トラッキングする。）



パリ協定第6条に関するCMA6(COP29)での決定の概要

第6条2項 協力的アプローチ関連

- **承認**： パリ協定6条に基づく承認済み削減量（ITMOs）の政府承認に含める内容として、承認の日付や期間、ITMOsの量、NDCやその他使用目的、相当調整の開始（初回移転）などの情報を含めることを決定。また、承認の変更について、初回移転されたITMOsに対して原則変更は認められないことを決定。
- **報告**： 協力的アプローチの実施に関する詳細情報を初期報告へ追加的に含めることを規定。また、年次報告（AEF）の様式が更新され、承認に関する表を追加。当該様式にて毎年の報告を要請。
- **記録（登録簿）**： ITMOsを追跡・記録する国際登録簿を活用する国に対して、承認前の削減量等をユニット発行するための登録簿サービスの提供、および、当該登録簿の開発支援のための能力開発の実施を決定。
- **その他**： 相当調整の実施（初回移転）の明確化、情報の不一致の特定・通知・訂正プロセス等について決定。

第6条4項 国連管理型メカニズム関連

- **6条4項メカニズムの削減及び吸収・除去量の算定**： 方法論の作成・評価の要件や、吸収・除去活動に関する要件を定める基準を承認。
- **承認**： （相当調整が適用されない）緩和貢献A6.4ERsとして発行されたユニットについて、NDCやその他目的へ使用しうる条件や手続きについてホスト国が事後的に承認できることを決定。事前措置の必要性有無について、64監督機関にて検討することを要請。
- **登録簿**： 参加国は、自国の登録簿を自主的に6条4項メカニズム登録簿と接続し、承認済みA6.4ERsをメカニズム登録簿から自国の登録簿に移転し、また、その履歴を含む情報を引き写すことが可能となった。
- **その他**： LDCs・SIDSに対する適応貢献（SOP）の免除、CDM 新規植林・再植林の6条第4項メカニズム移管を決定。

パリ協定第6条に関するCOP29（CMA6）の成果と日本政府の対応

- 国際的に協力して削減や吸収・除去対策を実施するパリ協定第6条の完全運用化に合意した。
←削減や吸収・除去の量を分配する際に必要な政府の承認・報告や登録簿の接続等の細則を決定。
- 我が国は、二国間クレジット制度（JCM）を活用したプロジェクトの拡大・加速や、「6条実施パートナーシップ」を通じた第6条に基づく取組の世界各国への展開に、一層強力に取り組む。

	決定内容	日本の対応方針
クレジット使用の承認・報告に関する事項	<ul style="list-style-type: none">● 削減・除去の量をクレジット化（ITMOs）し分配する際に必要な政府による承認のプロセスや項目、様式、それらの公開方法、承認の変更についての要件や対応などが明確化された。● 国連を通じた報告（初期報告、年次情報など）の要素についての解説や様式を決定した。	<ul style="list-style-type: none">● 今般の決定を踏まえて、JCMにおける承認や報告等の手続について着実に実施する。
登録簿に関する事項	<ul style="list-style-type: none">● クレジットの記録・報告に用いる登録簿について、参加国の登録簿と6条4項メカニズム登録簿の任意の接続が可能となった。● 登録簿に関する能力開発支援の実施を決定。	<ul style="list-style-type: none">● 今般の決定に沿って、JCM登録簿を運用● JCM登録簿に関する経験を国際的に共有する。
6条4項のメカニズムに関する基準類の整備	<ul style="list-style-type: none">● 方法論の作成・評価の要件を定める基準が確認された。● 吸収・除去活動に関する要件を定める基準が確認された。	<ul style="list-style-type: none">● JCM方法論の知見・経験のインプット等を通じて、6条4項メカニズムの迅速な運用に貢献する。

パリ協定 6 条まとめ

- COP29においてパリ協定6条ルールが完全運用化され、6条の交渉は終了。
- 今後は、決定したルールに基づいて6条の取組が実施促進されていく。削減および吸収・除去事業の形成や、方法論の開発などの実績を積み上げていくことが重要。
- JCMは、今後も6条のルールに沿って実施していく。既に日本とタイのJCMについて、2024年10月に初期報告を提出済み。今後創出されるクレジットの承認や記録、報告を適切に行っていく。

【参考】解説資料

COP29（CMA6）におけるパリ協定第6条の完全運用化の実現について

※環境省、経済産業省、パリ協定 6 条実施パートナーシップセンター共同掲載

<https://www.meti.go.jp/press/2024/12/20241206005/20241206005-1.pdf>